

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

準備書面(9)

2024(令和6)年4月18日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷見谷 馨

- 1 原告代理人らにおいて調査したところ、原告Cが、①2006（平成18）年5月24日に左大腿骨骨折の負傷をした際及び②2013（平成25）年3月5日に右足関節脱臼骨折の負傷をした際に、X牧場（被告牧場経営者Z）において、労災として札幌東労働基準監督署に申請していることが判明した（①について甲49～甲54、②について甲55～甲57）。
- 2 そして、①2006（平成18）年5月24日に牛の移動中に牛に引っ張られて左大腿骨骨折の負傷をした際には、原告Cが月給12万5000円のパート従業員として勤務していたとしたうえ、同日から同年10月9日までの計139日休業したとして、休業補償給付の支給申請を行い、合計45万3288円の休業補償給付の支給を受けていたことが明らかとなった（甲51～甲54）。
- 3 これらの請求書には、原告Cの署名押印があるが、原告Cにこのような請求を行った認識はない。

また、実際問題として、原告Cはこのような署名は出来ず（甲58、甲59）、また印鑑はそもそも所持していない。

さらに、前記休業補償給付金は、原告Cの銀行口座に振り込まれているが、原告Cはその金員を受け取っていない外、そもそも給付があった事実も認識していなかった。
- 4 以上のことからすれば、上記労災申請は、被告牧場経営者Zによる有印私文書偽造、同行使罪及び国に対する詐欺罪の構成要件に該当する行為により行われた蓋然性が非常に高い。
- 5 被告牧場経営者Zのこの行為は、原告らの労働者性を裏付けるものであるとともに、亡牧場経営者Xが恵庭市議会議長だった時期に行われたものである（亡牧場経営者Xが市議会議員でなくなった②のときには休業補償給付の支給申請自体はなされていない〔甲57〕。）ことを勘案すると、X牧場においては、亡牧場経営者Xの地位を背景とした非人道的で極めて悪質な行為が日常的になされていたことを強固に推認する事情となるものである。 以上